

漏水に対する水道料金の減免取扱要綱

○ 漏水に対する水道料金の減免取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、只見町水道条例(昭和34年11月25日条例第73号)第34条及び只見町水道条例施行規則(平成10年5月20日規則第15号)第21条に規定する水道料金減免又は免除について必要な事項を定め、使用者の負担軽減を図ることを目的とする。

(減免又は免除の対象となる漏水)

第2条 給水装置の所有者及び使用者が、善良なる注意と管理を行っている場合に発生した漏水等で次に掲げる要件のものとする。

- (1) 地下、床下、壁内等に配管された箇所からの漏水で原因の発見が困難な場合の漏水。
- (2) 通常地表で発見でき得るものであっても、積雪のために発見できなかった漏水。
- (3) 漏水発見後、30日以内に修繕を行い、水道料金減免申請書を提出した場合。

(減免又は免除の適用除外)

第3条 次に掲げるものは、漏水による料金の減免又は免除は行わないものとする。

- (1) 条例に違反して工事が行われたものによる漏水。
- (2) 給水装置の損傷が、故意又は過失による漏水。
- (3) 水道使用者が、漏水の事実を知りながら修繕を怠ったとき。

(その他)

第4条 この要綱によらない減免措置については、町長がその都度この要綱に準じて行うものとする。

附 則

この要綱は、平成20年10月1日から施行する。